

江津市発注工事における電子納品の運用について

江津市土木建設課

(趣旨)

第1条 この運用は、江津市が発注する工事等において、電子納品を行うにあたり必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 業務の効率化、省資源化によるコスト削減、データ活用の推進を図ることを目的とする。

(対象工事)

第3条 江津市が発注する全ての工事（営繕関係を除く）を対象とする。ただし、電子納品が困難なものがある場合は事前に申し出を行い、納品方法について協議を行うこと。

(実施方法)

第4条 電子納品運用に際しては島根県「電子納品運用ガイドライン（簡易版）【業務編・工事編】」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること。

附則

この運用は、令和7年4月1日から施行する。